

五泉市農業委員会

令和3年 第10回 定例総会議事録

会議開催 令和3年10月29日(金) 午後2時30分
場 所 五泉市役所 4階 401会議室

出席委員(19人)

1番 渡辺 清滋	2番 加藤 健一
3番 江口 聡	4番 渡邊 清司
5番 高橋 甚一	6番 今井 聡
7番 岩出 ノブ子	8番 林 毅
9番 亀山 公子	10番 権平 孝男
11番 阿部 伸由	12番 渡邊 みのり
13番 高岡 公衛	14番 川村 孝雄
15番 佐久間 公英	16番 楯 英樹
17番 地濃 潤一	18番 松尾 タカ子
19番 古田 常藏	

欠席委員

無し

関係説明者

局 長	鈴木 一弘	次 長	五十嵐 敦
村松事務所長	田中 正徳	係 長	阿部 隆
主 査	松村 徹		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

地利用集積計画について

8. 報告事項

報告第1号 五泉市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員の選任について

司 会 それでは、只今から、令和3年第10回定例総会を開催いたします。
 会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第4条により議長として進行
 をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 只今から、令和3年 第10回総会を開会いたします。
 日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19人中、19人で、定足数に達
 しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日1日限りとし、議事日
 程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませ
 んか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。
 次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員
 会会議規則第13条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、
 ご一任いただけますか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号9番 亀山公子 委員、10番 権平孝男 委員にお願いします。
 また、議事録の記録員は、事務局 阿部係長にお願いします。
 続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。
 調査班の班長6番 今井聡 委員から報告してもらいます。

調査班長（今井 聡 委員）

 はい議長。議席番号6番、現地調査班 今井です。

 優良農地の保全と確保、無断転用の防止として10月の農地パトロールを実施しまし
 た。

 本日9時30分から私ほか、長谷川 推進委員、五十嵐 推進委員、山口 推進委員と
 事務局の田中所長、阿部係長で管内を見て参りました。

 五泉地区では、東本町、町屋、中川新、菅出、柄沢。村松地区では、村松字焰硝蔵、

宮野下等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。
最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。
今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数1件で売買が1件となります。
個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこと
としまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明い
たします。

5ページをご覧ください。番号1番は、売買での所有権移転の案件となります。
譲受人の経営規模拡大のため、畑2筆、田1筆、合計面積1,482㎡を議案書記載の金
額で売買するものです。

6ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を
満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (今井 聡 委員)

はい議長。説明いたします。番号1番は宮野下地内の田で、特に問題がないと見て
きましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。
「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定
することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第4条の規定による許可申請は、総数1件であります。

9ページをご覧ください。番号1番は登記地目田1筆、面積1,490㎡を堆肥舎及びもみ殻置場とする永久転用案件であります。

現在は当該農地より県道を挟んで反対側、住宅に近いところに堆肥舎を設置しており、近隣住民への迷惑を考え、より離れた場所へ移設することが目的であります。

13ページの図面のとおり、宅地から離したい、というものであります。

16ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)-b」であります。

申請地は、もともと農振農用地区域でありました。この場合、転用は認められない訳であります。この度「農業用施設用地」への用途変更を県から許可を受けております。

この場合、農業用施設に限り転用が認められることとなり、今回の計画にある堆肥舎及びもみ殻置場は農業用施設に該当するため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (今井 聡 委員)

はい議長。説明いたします。

番号1番は柄沢地内の畑で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

高橋 甚一 委員 はい。

議 長 はい、高橋委員。

高橋 甚一 委員 議席番号5番、高橋です。

議案書9ページの転用目的、転用面積のところで「堆肥者及びもみ殻置場」と書いてありますが、堆肥舎の「舎」が「者」となっていますので訂正をお願いします。

議 長 はい、阿部係長。

阿部係長 大変申し訳ありませんでした。高橋委員のご指摘のとおり、9 ページの真ん中、転用目的、転用面積の欄で堆肥舎の「舎」が備考欄に記載の「舎」が正解でありまして、「者」と書いてあるのは間違いであります。お詫びして訂正いたします。

議 長 事務局、気を付けてください。
他にありませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。
「議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。
続きまして、「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 事務局。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。
今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数2件で、売買1件、贈与1件、であります。
19ページをご覧ください。今回の番号1番と番号2番は同じ場所の案件であります。取引内容が番号1番が売買、番号2番が贈与となっているため、申請書が2通提出されておりまして、便宜上2件として取り扱っております。
番号1番は畑1筆、195㎡を資材置場とする永久転用案件で、売買となります。
26ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-（ア）-b-(c)」であります。
申請地は、村松字焰硝蔵地内の都市計画用途地域内のため、第3種農地となります。
第3種農地は転用を認めることとなっておりますので、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。
19ページに戻っていただき、番号2番は畑1筆、3.3㎡を資材置場とする永久転用案件で、贈与となります。

32 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は番号 1 番と同じく「エ- (ア) -b-(c)」であります。

申請地は、番号 1 番と同じく第 3 種農地となりますので、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (今井 聡 委員)

はい議長。説明いたします。

番号 1 番と番号 2 番は村松字焰硝蔵地内の休耕畑で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」の「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。
事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 事務局。

松村主査 はい。議長説明いたします。

35 ページをご覧ください。 今月は 4 件の申し出がありました。

番号 1 番から 4 番の内容については、令和 3 年 10 月 15 日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号 1 番から 4 番は、売買の案件です。

番号1番は、合計面積1,020㎡、番号2番は、合計面積6,867.05㎡、番号3番は、合計面積5,118㎡、番号4番は、合計面積5,401㎡、これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決を行います。
「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてのあっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

続いて「通常案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議長 事務局。

松村主査 はい。議長説明いたします。

今月の通常案件は13件、その内、賃貸借の新規は8件、再設定は5件の申し出がございました。40ページからをご覧ください。

番号1番から8番は、新規の利用権設定案件です。

番号1番は、合計面積6,075㎡、番号2番は、合計面積6,355.75㎡、番号3番は、合計面積2,457㎡、番号4番は、合計面積4,797㎡、番号5番は、合計面積4,084㎡、番号6番は、合計面積15,725㎡、番号7番は、合計面積6,058㎡、番号8番は、合計面積2,992㎡、それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、番号9番から13番につきましては、利用権設定の再設定案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。
「通常案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」は、原案のとおり決定されました。
続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。
52 ページからをご覧ください。今月は、2 件の申し出がございました。
番号 1 番は、農地中間管理機構への賃貸借の案件となります。
番号 1 番は、合計面積 802 m²、これらそれぞれを議案書記載の金額で貸し借りする
ものです。
続きまして、番号 2 番は、農地中間管理機構への使用貸借の案件となります。
番号 2 番は、合計面積 1,526 m²、これらを使用貸借するものです。
今月は、総数 田 2,328 m²・畑 0 m²・計 2,328 m²を農地中間管理機構へ貸借します。
これらの計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中
間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものであり
ます。事務規定の読み上げは省略します。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。
「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお
願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、日程 8 報告事項に入ります。

「報告第 1 号 五泉市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員の選任について」事務局より説明をお願いします。

五十嵐次長 はい、議長。

議 長 事務局。

五十嵐次長 はい、それでは私の方から、「五泉市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員の選任について」ご説明いたします。

現在、農業委員、推進委員の募集を行っているところでありますが、推進委員候補者の選任にあたっては、五泉市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会にて審査を行うこととなっております。

59 ページをご覧ください。要綱第 3 条の規定に基づき、委員は農業委員 7 名で組織することとなっております。7 名のうち 5 名は 3 年前の選任の際に委員となっておりますが、今回の選任にあたっては佐久間委員と権平委員の 2 名を新たに選任し、評価委員会を開催したいと考えております。

報告は以上になります。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。これもちまして、令和 3 年第 10 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 2 時 50 分 閉会)